

第1編 総則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

奥州市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画について定める。

1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）」、その他の法令、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）」及び「岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）」を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質

本計画は、市が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「奥州市地域防災計画」等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 市国民保護計画の変更

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、軽微な変更を除き、奥州市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、議会に報告し、公表する。

4 市の業務の概要

- ・国民保護計画の作成
- ・国民保護協議会の設置、運営
- ・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営

- ・組織の整備、訓練
- ・警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施
- ・救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ・退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ・水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公用令書の公布等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、災害時要援護者に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市と、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災に関する連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努めることとされている。

5 住民の協力

市は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及・啓発及び訓練の実施

市は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者に対するきめ細かな配慮が必要であり、市は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、災害時要援護者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について以下のとおり定める。

1 地理的特徴

(1) 位置・面積

本市は、岩手県の内陸南部に位置し、東西約57 k m、南北約37 k mと東西に長い形状となっている。北は北上市・西和賀町・金ヶ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県に接している。

広さは993.35 k m²で、県内第2位の面積を有していることから、避難時における移動距離や移動時間を考慮したうえで避難手段や移動中の救援などについて配慮する必要がある。

(2) 地勢

市の中央を北から南に北上川が流れている。市の北部は、胆沢川が西から東に流れ、北上川と合流している。

市の西部は、焼石岳を中心とした山岳地帯であり、胆沢川が形成した胆沢扇状地が広がり、東部は、平坦、中山間、緩傾斜地帯と北上高地に続いている。南部は、西部山岳地帯から衣川を経て北上川やその支流の堆積地から成る平坦地まで起伏の多い地形となっている。可住地は、北上川沿いを中心とした平坦部に集中しているが、東部及び南部では中山間地域が多く、その地理的な条件から情報や避難路の途絶により集落の孤立化が懸念される。

さらに、冬期間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることから、特別な配慮が必要となる。

本市は、内陸部に位置するため、海岸からの大規模な着上陸侵攻には適さない地形である。反面、ゲリラや特殊部隊又は武装工作員等を密かに潜入させるといった目的に対しては、適した地形と考えられることから、こうした事態に的確に対応することが重要である。

(3) 気候

本市の気候は、太平洋岸の表日本式気候に属するが北上高地を東に境しているため内陸型の天候を示すことが多く、夏は暑く、冬は寒く、寒暑の差が大きい。

なお、過去における気象の極値は、次のとおりである。

[気象の極値]

| 項 目 | 極 値 | 年 / 月 / 日 | 統計期間 |
|-------------|-----------|---------------|----------------------|
| 最 高 気 温 | 36.9 | 1994 / 8 / 14 | 1976 / 11 ~ 2006 / 6 |
| 最 低 気 温 | 18.9 | 1986 / 2 / 8 | 1976 / 11 ~ 2006 / 6 |
| 最大風速(10分平均) | 17.0m / 秒 | 1983 / 12 / 1 | 1976 / 11 ~ 2006 / 6 |
| 1時間最大降水量 | 48mm | 1997 / 7 / 18 | 1976 / 4 ~ 2006 / 6 |
| 24時間最大降水量 | 216mm | 2001 / 8 / 1 | 1976 / 4 ~ 2006 / 6 |
| 月間最大降水量 | 546mm | 1998 / 8 | 1976 / 4 ~ 2006 / 5 |

2 社会的特徴

(1) 交通機関等

鉄道輸送は東日本旅客鉄道(株)による東北本線(水沢駅・陸中折居駅・前沢駅)及び東北新幹線(水沢江刺駅)が担っており、特に東北新幹線は高速交通の要として重要な役割を果たしていることから、テロ等により列車などが爆発された場合には、甚大な被害の発生が懸念されるため、安全確保には特に配慮していく必要がある。

バス運輸に関しては、(株)岩手県交通が担っている。また、(株)岩手県交通、J Rバス東北(株)等により高速バスが運行されている。

道路については、東北自動車道(水沢IC・平泉前沢IC)、国道4号及び国道456号が地域を南北に縦断している。

東西方向では、国道397号、国道343号をはじめ主要地方道などの地域道路網が形成され、特に国道397号は岩手県南内陸部・沿岸部と秋田県を結んでおり、地域や県境を越えた住民避難の際は基幹路線となる。また、本市の北部を横断する釜石自動車道については、(仮称)江刺田瀬インターチェンジの設置が予定されている。

本市においても車社会の急激な進展により、自動車交通量が増加していることから、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招く恐れがあり、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とすることが望まれるが、地理的条件や交通事情などを勘案したうえで、自家用車等の使用にも配慮する。

(2) 重要施設等

本市及び本県には、原子力発電所は存在しないものの、隣接県に原子力発電所があり、宮城県女川原子力発電所から奥州市役所までは約90km、青森県原子燃料サイクル施設等からは約200kmの距離であるため、大規模な原子力災害が起きた場合、風向きなどによって住民の避難等を行う必要がある。

市内には、国民保護法で定める生活関連等施設が所在しており、こうした生活関連等施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実させていく必要がある。

特に留意すべき施設としては、胆沢川上流に、総貯水量16,150,000m³の石淵ダムがあることから、武力攻撃等によってダムが崩壊した場合、下流域に洪水が発生し甚大な被害が想定される。

第4章 本計画が対象とする事態の類型

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃（政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設（原子力施設等）やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間に着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急処理事態の類型及び対応

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の

事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ア 原子力事業所等の破壊
- イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ウ 危険物積載船への攻撃
- エ ダムの破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来